

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（令和6年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町9 5 4 番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210 t/日（70 t/24 h×3 炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位: t)

ごみ種類	年度 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	42,100.65	4,511.59	4,889.30	4,423.86	5,047.10	4,670.10	4,572.63	4,797.52	4,434.48	4,754.07			

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

(2) 歷年上半の歷年最大の温度		単位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
A 系炉	最大	℃	922	931	899	892	919	893	897	885	898			
	最小	℃	884	859	804	863	866	868	851	879	876			
B 系炉	最大	℃	888	888	885	903	908	886	907	919	919			
	最小	℃	860	866	878	874	859	859	881	878	894			
C 系炉	最大	℃	906	962	891	894	903	884	894	913	912			
	最小	℃	869	861	867	869	861	866	868	867	885			

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(6) 集じん器に流入する黒炭成分の温度		単位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
A 系炉	最大	℃	181	181	182	182	182	185	187	183	178			
	最小	℃	177	177	176	177	179	180	181	179	172			
B 系炉	最大	℃	184	182	174	177	180	178	183	180	185			
	最小	℃	181	180	172	174	174	176	176	175	177			
C 系炉	最大	℃	181	182	184	182	187	184	186	186	188			
	最小	℃	176	178	163	172	182	180	181	181	184			

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	p p m	100	30	14	19	18	14	13	9	22	7	8			
B系炉	平均	p p m	100	30	15	9	6	22	25	12	22	22	19			
C系炉	平均	p p m	100	30	19	29	24	17	18	14	20	20	16			

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

[illegible]

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	-	-			
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	-	-			
	塩化水素	ppm	430	50	-	6.2	-	2.2	-	2.9	4.5	-	-			
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	55.0	-	36.0	-	83	56.0	-	-			
	採取日			-	-	5月27日	-	7月5日	-	9月3日	10月25日	-	-			
	検査結果取得日			-	-	6月20日	-	8月20日	-	9月30日	11月8日	-	-			
	採取場所			-	-	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	A系煙突	-	-			
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	0.02未満	-	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-			
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.001未満	-	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-			
	塩化水素	ppm	430	50	3	-	-	3	-	1.9未満	-	1.9未満	-			
	窒素酸化物	ppm	250	100	44	-	-	65	-	51	-	51	-			
	採取日			-	4月17日	-	-	7月19日	-	9月11日	-	11月15日	-			
	検査結果取得日			-	5月8日	-	-	8月20日	-	9月30日	-	12月16日	-			
	採取場所			-	B系煙突	-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-			
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-			
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-			
	塩化水素	ppm	430	50	16.0	0.9未満	-	4.7	-	1.9未満	-	1.9未満	-			
	窒素酸化物	ppm	250	100	66.0	32.0	-	46.0	-	92	-	51	-			
	採取日			-	4月1日	5月20日	-	8月5日	-	9月9日	-	11月15日	-			
	検査結果取得日			-	5月8日	6月20日	-	8月20日	-	9月30日	-	12月16日	-			
	採取場所			-	C系煙突	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-			

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	0.009	-	-	-	-	-			
	採取日			-	-	-	-	7月10日	-	-	-	-	-			
	検査結果取得日			-	-	-	-	8月5日	-	-	-	-	-			
	採取場所			-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-			
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	0.00017	-	-	-	-	-			
	採取日			-	-	-	-	7月16日	-	-	-	-	-			
	検査結果取得日			-	-	-	-	8月13日	-	-	-	-	-			
	採取場所			-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-			
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	0.000073	-	-	-	-	-			
	採取日			-	-	-	-	7月8日	-	-	-	-	-			
	検査結果取得日			-	-	-	-	8月5日	-	-	-	-	-			
	採取場所			-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-			

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 8 0 0 度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が 1 0 % 以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏 2 0 0 度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 3 0 p p m 以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が 0.1 n g - T E Q / m 3 N 以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。